

開催日時	2006年11月13日(月)16:00~19:05
場 所	コラボしが21 3階 中会議室
参加者数	委員8名 河川管理者26名 一般傍聴者2名

1. 決定事項：特になし

2. 検討の概要

① 水位操作WG意見書について

WGリーダーより、審議資料2-1「水位操作WG意見書目次(案)たたき台」、審議資料2-2「水位操作WGのこれまでの経緯と今度の課題」を用いて説明がなされた。その後、委員より、当日配付資料「利用論点整理」「治水に関する論点整理」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・資料2-2 P1では、洗堰操作規則に伴う水位低下として「長期的水位低下」「水位変動リズムの消失」「冬の高水位」があげられているが、「急速な水位低下」も問題として議論をしてきたので追加して頂きたい。
- ・河川であれば計画降雨を算定している。琵琶湖では、既往最大の明治29年洪水のデータがないため、昭和36年洪水の1.5倍等を用いて検討がなされたが、琵琶湖では計画降雨という考え方をとっていないのか。
←琵琶湖では実際に計測された水位と(逆算流入量なので推計値だが)実績流入量がある。琵琶湖においてはこれの方が計画降雨よりも的確な評価ができるだろうと考えている。また、既往最大明治29年洪水に関連する検討は、あくまでもさまざまな洗堰水位操作をシミュレーションするために用いたものであり、計画論で用いたものではない(河川管理者)。

② 河川管理者による資料説明と質疑応答

河川管理者より、審議資料1-1「河川管理者への検討・依頼事項への回答」を用いて説明がなされた後、質疑応答と意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・河川管理者に検討を依頼した経緯について説明したい。洗堰水位操作規則策定によって琵琶湖の水位が長期的に低下するようになった。この影響をもっとも受けているのが貝類だ。魚類は水位が下がってもある程度逃げることができるが、貝類はほとんど取り残されてしまう。このため、どれくらい水位が低下すると貝類にどれくらい影響があるのかを推定してもらった。同様に、洗堰操作規則策定後は6月以降に魚が産卵していないということが分かってきたため、淀川でのたたき回数を調べてもらった。また、水ヨシの干上がり(別紙1)については、産卵量とヨシ帯の干出・冠水面積が関係あるのではないかと考え、その推定をお願いした(WGリーダー)。
- ・水位操作とはたたきの回数の関係がグラフで示されているが(P69)、ここに枚方の降雨量を加えて欲しい。
←降雨量を追加することはできる。枚方の降雨量を追加できた段階で委員に配布したい(河川管理者)。
- ・琵琶湖水位変動による貝類への影響評価の「移動実験(実験結果)」として、「ほぼ全ての個体が逃げ遅れた」(P27)とされているが、具体的にはどのような状況だったのか。
←最初のみり環境まで移動するがそこで止まってしまい、さらに下には移動しなかったと記憶している。おそらく、貝は最初のみり環境で安心してしまい、さらなる水位低下によってのみり環境の水がなくなったことで身動きがとれなくなったのではないかと(河川管理者)。
←ドブガイであれば、湿度が高い深層に逃げ込む。土層や地下水位の状態まで調べているのか。
←貝類の逃げ遅れに着目した調査なので、深層に潜って生き延びるかどうかの検証はしていない。ただ、耐性実験によって干出状態でどれだけ生き延びるかは調査した(河川管理者)。
←巻き貝は潜らない。二枚貝は動かなくなって死んでしまう。ほぼ河川管理者の実験結果通りになる。BSL-1mを超えると死亡率が急に高くなるという点が重要だ(P45~47)。逆から見れば、貝類にとってBSL-1mまでは回復可能な状況とも言えるだろう(WGリーダー)。
←河川管理者の実験結果を水位操作WGとしてどう評価していくか。今後、何%死亡したらその集団の生存にとって致命的なのかといったことを考えていかないと河川管理者の実験結果を活かせない。
- ・取水制限による実際の被害について調査しているのか。
←琵琶湖・淀川水系において大きな給水制限や給水停止は起きていない。10%、20%の取水制限によって困ったことが起きたという事例は聞いていない(河川管理者)。
- ・琵琶湖淀川水系では、琵琶湖のウェートが圧倒的に高いと思うが、ダムと琵琶湖ではどちらから湯水調整をはじめめるのか、優先順位を教えてください。
←各ダムの貯水率が50%を下回ることが予想された場合は各ダム単独で準備を行う。琵琶湖の水位は統

合管理を行っているので、BSL-0.9m（貯水率 50%）を下回ることが予想された場合に各ダムで統合管理に向けた準備を行う（河川管理者）。

- ・浜欠けについて滋賀県と琵琶湖河川事務所が共同で調査検討を進めるとのことだが（P86）、具体的にはどうしていくのか。
 - ←今後、琵琶湖の水位と浜欠けの発生要因について共同で調査検討を進めるが、基本的には対策工法は滋賀県が考える立場ではないかと考えている。琵琶湖河川事務所としては、滋賀県と共同で洗堰水位操作に伴う琵琶湖水位と浜欠けとの因果関係を調査していきたい（河川管理者）。
- ・常時満水位 BSL+0.3m 等の数値の科学的な根拠は何か。数値が決まった歴史的経緯は P1～16 で説明されているが、科学的な根拠は明確にされていないのではないか。
- ・平均水位を常時満水位+0.3m にしたのは何故か。平均水位をアッパーリミットにした根拠は何か。
 - ←常時満水位は、洪水期制限以外の状況において、「これ以上水位を上げないようにしよう」という目安として使っている。洪水期制限水位よりも緩やかな規制がかかっていると思っており、洪水期制限水位ほど厳しく評価して運用していない。常時満水位が過去にどのように決まったのかを調べてみると、住民から見れば平均水位が陸域と湖の境界だったのではないかと、平均水位より上がると何らかの浸水が発生したのではないかと、そういう意味で常水位（無害水位）としたのではないかと感じた（河川管理者）。
 - ←洗堰改修前は BSL+0.83m が無害水位だったが平成 7 年 5 月に+0.85m 程度で被害が出ていた。湖側への土地利用が進んでいるということになる。
- ・「治水に対するリスクを増し、それを金銭で補償する手法は、河川事業としては馴染まない」とある（P104）。治水リスクが増した分、別の便益が社会にもたらされる。例えば環境が便益を受けるのであれば、その便益は社会全体が受けたことになるので、金銭等による調整があってもよい。また、制限水位をあげることによって治水リスクが増大するが、利水と環境にとってはプラスになるので、何らかの調整を行うということも考えられる。そういった議論が河川事業でどう求められていくのか。
 - ←イメージは分かるが、一方のリスクを増大させつつ、もう一方の便益をあげるというやり方が公共事業として成り立つのかどうか（河川管理者）。
 - ←新たな公共事業の場合は、ほとんどがそうなるのではないかと（例：道路建設と周辺の健康環境）。河川事業が全てを背負い込む必要はないし、そういう位置づけを進めると流域管理が難しくなる。流域管理は、プラスとマイナスをトータルで考え、マイナス部分への社会的システムを整えるということだ。
 - ←道路で言えば、道路事業の目的がある。目的を達するためにはリスク（周辺の健康環境）があり、その保障をする。河川整備の場合は環境、治水、利水の 3 つの目的があり、そのうち 2 つの目的のために 1 つの目的を抑えるということをやったことはなかった（河川管理者）。
 - ←だからこそ、やっていかないといけないし、難しい判断を迫られている。クリアするためには河川事業を超えた仕組みづくりを考えないといけない。例えば、ダムが治水だけではなく地域振興にとっても重要だというのはよくわかる。仮にダム中止による治水リスクが別の形で担保でき、地域振興だけが問題として残されているという状況であれば、河川事業とは別の枠組みで地域振興を手当てするような調整が「流域管理」の枠ではできる可能性があるが、「河川事業」の枠では難しい。河川法の枠内では、河川管理者の説明どおりだが、これを変えていかないといけないということだ。
- ・3 年間におよぶ水位操作試行においては、大きな弊害がなかったと理解してよいか。
 - ←3 年間の試行については、治水、利水に関して大きな影響はなかったと認識している。ただ、3 年間の事例になかったことについては評価できない（河川管理者）。

③ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

④ その他

- ・担当委員には、次回WGまでに環境、治水、利用に関する意見の整理を行って頂きたい。12 月に 2 回ほど WG を開催して意見書の完成に向かっていきたい（WG リーダー）。

以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。